



# 株式会社ランテック 熱中症予防対策 2025



# 目次

- 従業員の安全と健康を守るために
- 熱中症対策の指標：WBGTとは？
- 労働安全衛生規則 改正
- 気候変動適応法（平成30年法律第50号）
- 令和7年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱
- 具体的な現場対策内容
- 法令遵守・ガイドラインへの対応
- 教育・啓発活動
- 今後の取り組み・改善目標

## 従業員の安全と健康を守るために

近年の気候変動による暑熱環境の厳しさに加え、厚生労働省による気候変動適応法の改正を受け、当社ではこれまで以上に従業員の安全と健康を重視した職場環境づくりに取り組んでいます。

私たちは、労働安全衛生法および関連通達に基づく熱中症予防対策を確実に実施し、WBGT値の常時管理や作業環境の改善、教育の徹底を通じて、「安全で働きやすい職場」の実現を目指しています。今後も法令を遵守するとともに、現場の声を反映しながら対策を継続的に見直し、熱中症ゼロを目指す企業姿勢を貫いてまいります。

# 熱中症対策の指標：WBGTとは？

**WBGT（湿球黒球温度）**：Wet Bulb Globe Temperatureは、熱中症の発症に関与するとされている、気温、湿度、日射、気流の4要素を総合的に評価することができるため、人が受ける暑熱環境による熱ストレスを評価し、熱中症を予防するための指標として活用が推進されています。

現場の暑熱ストレスを数値化することで適切な作業制限や休憩判断が可能となります。

# 労働安全衛生規則 改正

職場における熱中症対策を強化するため、令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行されます。改正内容は、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

基本的な考え方



# 労働安全衛生規則 改正

1.「熱中症の自覚症状のある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡回やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するよう努めましょう。

2.熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による危篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知。

# 労働安全衛生規則 改正

WBGT値（暑さ指数）が28度以上、もしくは気温31度以上の環境で連続1時間以上、もしくは1日4時間以上の作業が行われる現場において、熱中症対策が企業の法的義務となります。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に挙げた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

# 気候変動適応法 (平成30年法律第50号)

気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数は非常に多くなっており、また、今後、地球温暖化が進行すれば、我が国において熱中症による被害が更に増加するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、熱中症対策を一層強化するため、気候変動適応法（平成30年法律第50号）が令和5年4月に改正され、令和6年4月に全面施行されました。

気象庁の暖候期予報（令和7年2月25日発表）によると、令和7年（2025年）の夏は全国的に気温が高いと予想されております。このような中、政府においては、「熱中症対策実行計画」（令和5年5月閣議決定）に基づき、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用を行うとともに、令和7年度「熱中症予防強化キャンペーン」として、政府一体で各種の普及啓発等を実施します。

# 令和7年「STOP！ 熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱

## 【1. 趣旨】

職場における熱中症による死傷事故は依然として多く、年間で1,195人が被災し、そのうち30人が死亡しています。業種別に見ると、建設業で216件、製造業で227件の死傷事故が発生しており、全体の約4割をこの2業種が占めています。これらの事故の背景には、暑さ指数（WBGT）の未確認や緊急時対応体制の未整備が挙げられます。また、糖尿病や高血圧などの持病を有する労働者への配慮が不十分であった事例も確認されています。このような状況を踏まえ、すべての職場において、以下の基本的な熱中症予防対策の徹底を図ります。

## 【重点対策】

- 1.暑さ指数（WBGT）の把握と、それに応じた適切な予防措置の実施
- 2.熱中症リスクのある労働者の早期把握と、冷却・搬送体制の整備
- 3.持病を有する労働者に対しては、医師の意見を踏まえた適切な配慮

## 【2. 実施期間】

実施期間：令和7年（2025年）5月1日～9月30日

重点取組期間：令和7年（2025年）7月

## 現場での取り組み

当社の湘南工場および京浜工場では、主に屋外での作業が中心となる工程が多く、特に夏季には強い日射や高温多湿環境の影響を受けやすい業務が発生します。アスファルトや金属製の設備周辺などは輻射熱も加わることから、熱中症のリスクが非常に高い作業環境となっています。

当社では、こうした高リスクな作業環境における熱中症の未然防止を最優先課題の一つと捉え、以下の方針に基づいて計画的かつ組織的な熱中症対策を実施しています。

作業現場ごとのWBGT値を継続的に測定・記録し、リスクレベルに応じた作業制限や休憩措置を講じています。

熱中症対策計画を年初に策定し、気象情報・過去のWBGTデータ・作業内容を踏まえて、工場ごとに最適な対策を実施しています。

労働衛生委員会を中心に、安全衛生担当・現場管理者・作業員の連携体制を整え、現場で実行可能な具体策を現場主導で見直し・改善しています。

# 具体的な現場対策内容

熱中症対策は一度きりの取り組みではなく、日々の積み重ねが重要です。すべてを一度に完璧に行うことは難しくても、「できることから着実に実行する」ことが、安全で働きやすい職場づくりへの第一歩となると考えています。

# 具体的な現場対策内容

## ■ WBGT値の測定と表示（WBGT黒球温度計の使用）

熱中症のリスクを的確に評価するために、各工場の屋外・半屋外作業エリアにおいてWBGT黒球温度計を設置し、湿度・輻射熱・気温を総合的に反映したWBGT値（暑さ指数）を定期的に測定・記録しています。

このWBGT値は、作業現場の目につく場所に表示し、現場作業員がリアルタイムで自らの作業リスクを把握できるよう配慮しています。数値に応じて、作業強度の調整や休憩頻度を変える「リスクレベルに応じた行動指針」を現場で運用しています。



# 具体的な現場対策内容

## ■ 扇風機の活用と休憩時間の工夫による熱中症対策

当社では、作業現場の熱中症リスクを低減するため、大型扇風機や送風機を各作業エリアに設置し、風通しを確保することで作業中の体感温度を下げる取り組みを行っています。特に屋外や半屋外の高温環境では、空気の循環を促進し、熱気のこもらない作業環境づくりを推進しています。

また、屋内および半屋外のエリアでは定期的な換気を徹底し、温度や湿度の上昇を防止。加えて、空調設備の増設や整備も順次進めており、快適で安全な職場環境の実現に取り組んでいます。

休憩時間については、お昼の休憩に加えて、年中を通じて10:00～10:30、15:00～15:30の2回を基本とし、作業者の体調管理に配慮しています。さらに、夏季の高温日にはこれに加え、ローテーションによる追加休憩を導入し、こまめな水分補給と体温調整が可能な体制を整えています。

# 具体的な現場対策内容



## ■ ヘルメット着用時の熱中症対策グッズの支給について

炎天下での作業時における熱中症リスクを軽減するため、ヘルメットに装着して使用する冷却用グッズを支給しています。これは、首元を効率よく冷やすことができる個人用の対策ツールで、現場での快適性と安全性の向上を目的としています。

本グッズは以下のような特長を備えています。

特殊ポリマー素材を使用し、水に約2分間浸すだけで気化熱により冷却効果を発揮

紫外線を99.9%カットする特殊繊維と、外張り断熱構造により、首元への熱の伝わりを抑制

内側には抗菌・消臭機能を備えたメッシュ素材を採用しており、衛生的かつ繰り返し使用が可能

これにより、作業中の熱のこもりを軽減し、熱中症の予防に効果的です。特に気温や湿度の高い時期には積極的な使用を推奨します。

# 具体的な現場対策内容

## ■ 経口補水液（OS-1）の配布による熱中症対策について

作業中の脱水症状や熱中症を予防するため、経口補水液「OS-1」を現場に配布しています。特に気温や湿度が高く、発汗量が多くなる時期には、水分と電解質を効率よく補給することが重要です。

OS-1は、以下のような特長を持つ熱中症対策に適した飲料です。

発汗によって失われるナトリウムやカリウムなどの電解質を効果的に補給

通常のスポーツドリンクに比べて、水分吸収率が高く、脱水状態への対応に優れる

厚生労働省のガイドラインに基づく経口補水液として、信頼性が高いこれにより、屋外や高温多湿な環境で作業を行う労働者の体調管理を支援し、熱中症の予防および早期対応を図ります。

必要なタイミングでのこまめな摂取を促すとともに、体調の変化に気づきやすい環境づくりを進めています。



# 具体的な現場対策内容

## ■ 作業中の水分補給の推奨と支援

当社では、熱中症予防において水分補給が極めて重要であることを全従業員に周知し、作業中でもこまめに水分を摂ることを強く推奨しています。特に気温や湿度が高い時期には、「喉が渴く前に飲む」ことの重要性を現場全体で共有し、各自が自らのタイミングで適切に水分を補給できるよう指導を行っています。

また、安全朝礼や掲示物などを通じて定期的に注意喚起を行い、個人が水筒や飲料を持参して作業にあたることを基本とする運用を徹底しています。必要に応じて休憩時間を柔軟に調整し、無理のない作業環境の確保に努めています。

# 法令遵守・ガイドラインへの対応

当社では、熱中症対策を法令に基づいて適切に実施し、気候変動への対応も意識した対応を進めています。従業員の健康と安全を守るため、引き続き積極的な対策を行い、より良い作業環境を提供していきます。

# 法令遵守・ガイドラインへの対応

## ■ 法令遵守・ガイドラインへの対応

当社では、従業員の安全と健康を守るため、法令を遵守し、熱中症対策を徹底しています。特に、気候変動の影響が現場に与える影響を十分に認識し、気候変動適応法（平成30年法律第50号）の改正や厚生労働省の「職場における熱中症予防対策マニュアル」に基づいた対策を実施しています。

## ■ 気候変動適応法への対応

気候変動の影響により、今後さらに高温多湿な環境が予想される中、令和5年4月に改正された気候変動適応法に基づき、熱中症予防対策を強化しています。この法律改正により、企業としてもより一層の注意を払い、従業員の健康と安全を確保するための施策を実施しています。

# 法令遵守・ガイドラインへの対応

## ■ WBGTを活用した熱中症リスク評価

また、WBGT（湿球黒球温度）を活用した熱中症リスク評価を日々行い、作業環境の監視を強化しています。この取り組みにより、現場の暑さや湿度に応じた適切な措置を迅速に実施できる体制を整えています。

## ■ 政府の熱中症予防強化キャンペーンへの協力

政府の「熱中症予防強化キャンペーン」にも積極的に協力しており、毎年4月から9月の期間における熱中症予防対策を強化しています。これに基づき、作業環境の見直しや適切な休憩時間の設定を行い、従業員が安全に作業できる環境づくりを進めています。

# 法令遵守・ガイドラインへの対応

## ■ 労働安全衛生法を遵守した従業員の健康保護

さらに、労働安全衛生法（第22条：安全配慮義務）に基づき、従業員の健康を守るための必要な措置を講じ、万全の体制を整えています。これにより、従業員一人ひとりが安全に作業できる環境を提供し、熱中症などのリスクを最小限に抑える取り組みを進めています。

このように、当社では、熱中症対策を法令に基づいて適切に実施し、気候変動への対応も意識した対応を進めています。従業員の健康と安全を守るため、引き続き積極的な対策を行い、より良い作業環境を提供していきます。

# 教育・啓発活動

当社では、熱中症予防の意識を高め、従業員が自ら正しい行動をとれるよう、以下の方法で教育・啓発活動を実施しています。

# 教育・啓発活動

## ■ 自主的な補給を促す教育と啓発

当社では、熱中症対策としてOS-1（経口補水液）を提供していますが、重要なのは単に用意することではなく、作業員一人ひとりがその必要性を理解し、自主的に補給できるようになることです。そのため、以下のような教育・啓発活動を実施しています。

安全朝礼などでのOS-1の補給タイミングと適切な量の周知

熱中症予防に関する教育資料やポスターの掲示

経験者による体験談や注意点の共有

このように、当社では「飲む意識・適切な手段・正しい知識」の三本柱でOS-1の活用を支援し、作業員の体調管理を支える体制を整えています。今後も現場の声を取り入れながら、より実効性のある対策へと改善を進めてまいります。

## 今後の取り組み・改善目標

当社では、熱中症対策を法令に基づいて適切に実施し、  
気候変動への対応も意識した対応を進めています。  
従業員の健康と安全を守るため、引き続き積極的な対策を行い、  
より良い作業環境を提供していきます。

# 今後の取り組み・改善目標

## 主な実施内容

### ■ WBGTを活用したリスク評価体制の強化

屋外・半屋外の作業現場にWBGT計を設置し、暑さ指数に基づく作業制限や休憩指示を実施。現場主導での迅速な判断体制を確立しています。

### ■ 「政府主導キャンペーン」への参加と協力

毎年実施される「熱中症予防強化キャンペーン」等に積極的に協力。実施期間中は社内の重点取り組み期間として位置づけ、ポスター掲示や注意喚起を強化しています。

### ■ 安全配慮義務の具体化

労働安全衛生法第22条に基づき、体調不良者の早期発見・冷却・搬送の体制を整備し、迅速に対応できるよう備えています。これらの取り組みにより、当社は法令に沿った対応と、現場に即した実効性のある熱中症対策を両立しています。

# 今後の取り組み・改善目標

労働者の声を反映した熱中症対策当社では、現場で働く従業員の声を反映することが、実効性ある熱中症対策の実現につながると考えています。対策は「現場の実情に即したもの」でなければ効果を発揮しません。

## 実施方法

### ■ アンケート・ヒアリングの定期実施

作業環境や体調管理に関する要望や課題を把握するため、定期的にアンケート調査や個別ヒアリングを行い、現場ニーズを収集しています。

### ■ 朝礼や定期ミーティングでの意見交換

現場での気づきや改善提案を即時に吸い上げられるよう、朝礼や週次のミーティングを活用し、双方向のコミュニケーションを促進しています。

# 今後の取り組み・改善目標

## ■ 定期的な見直しと改善（PDCAサイクルの導入）

当社は、熱中症対策の効果を最大化するため、PDCAサイクル（計画・実行・確認・改善）を導入し、定期的な見直しと改善を行っています。各季節が終わるごとに、以下のステップを踏んで効果を確認し、必要な改善策を講じます。

**計画（Plan）**：毎年の気候や作業環境の変化を踏まえた熱中症予防対策を立案

**実行（Do）**：対策を実施し、全従業員への周知と教育を徹底

**確認（Check）**：施策の効果を確認し、実施状況を評価

**改善（Act）**：必要に応じて改善策を取り入れ、次年度の対策に反映

このサイクルを通じて、柔軟かつ迅速に対応できる体制を維持し、毎年より効果的な熱中症対策を講じていきます。

# 今後の取り組み・改善目標

## ■ 熱中症ゼロを目指す目標の明示

当社は「熱中症ゼロ」を目指すという明確な目標を掲げ、全社を挙げて熱中症の発生を抑制するための施策を講じています。この目標を達成するために、作業環境の改善、教育・啓発活動の強化、健康管理の徹底を進め、以下の具体的な目標を設定します。

**ゼロ発生の目標：毎年の熱中症発生件数をゼロに近づけるための取り組み**

**早期発見と迅速対応：熱中症の疑いがある従業員を早期に発見し、適切な処置を迅速に行う体制の構築**

**年間評価基準の設定：定期的な評価を行い、改善目標を設定し、達成度を測定。目標未達成の場合は速やかに改善策を講じる**